

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案1件、内閣提出議決案件7件の合計8件であり、法律案1件を可決し、議決案件7件を承認した。

また、本委員会付託の請願11種類113件のうち、2種類27件を採択した。

〔法律案等の審査〕

労働基準法の一部を改正する法律案は、第142回国会に提出され、衆議院において継続審査になっていたものであり、今国会において、新裁量労働制の実施要件の追加とその施行期日の延期等の修正がなされ、本院に送付されてきたものである。

本法律案の内容は、制定以来50年を経た労働基準法について、一定範囲の労働者に関する労働契約期間の上限延長、労働大臣による時間外労働に関する基準の策定、労使委員会の決議に基づく新裁量労働制導入、都道府県労働基準局長による労使紛争解決に向けた援助体制創設など、所要の改正を行うものである。

9月7日の本会議において、本法律案の趣旨説明が行われた後、新裁量労働制における労使委員会の適正な運営の確保、時間外労働の削減の方策、休日・深夜労働に関する上限規制の導入、3年有期雇用刷新設に伴う雇用の不安定化の懸念、本法律案と憲法第27条第2項との関係等について質疑が行われた。

委員会においては、本法律案と規制緩和推進との関係、有期労働契約の濫用防止策、時間外労働の基準を超える36協定の効力、時間外労働に関する激変緩和措置の設定方法の在り方、休日・深夜労働に関する法的規制の必要性、新裁量労働制の具体的対象業務の範囲と労使委員会の役割、労使紛争の解決支援措置の有効性、中小企業における労使協議の適正化策等について質疑が行われた。

また、参考人として、日本労働組合総連合会総合労働局長松浦清春君、明治大学法学部講師松岡二郎君、弁護士坂本修君、中央大学法学部教授角田邦重君、財團法人日本ILO協会常務理事工藤幸男君及び凸版印刷株式会社ヒューマン事業推進本部労政部長河野通剛君を招致し、意見の聴取と質疑が行われた。

9月24日に、質疑終局の動議を多数をもって可決した後、日本共産党より修正案が提出され、原案及び修正案について討論の後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって可決された。

なお、本法律案に対し、13項目にわたる附帯決議が行われた。

国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基

幹作業職員、常用作業員及び定期作業員)、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)の7件は、郵政省及び林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額の原資をもって引き上げること等を内容とする中央労働委員会の裁定を実施するに当たって、現状においては予算上可能であるとは断定できないため、国営企業労働関係法第16条第2項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

委員会においては、採決の結果、これら7件はいずれも全会一致をもって、中央労働委員会の裁定どおり実施することを承認すべきものと議決した。

〔国政調査等〕

9月8日、甘利労働大臣より、労働行政の基本施策についての所信及び雇用・失業情勢についての報告を聴取した。

また、10月8日、労働問題及び社会政策に関する調査を議題として質疑を行い、雇用失業情勢の現状と対策、雇用促進事業団の組織・業務の見直し、介護労働力の確保策、育児・介護休業制度の改善の必要性、ホワイトカラーの能力開発推進策、労働債権の確保策、外国人労働者雇用の現状と対策等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日(火)(第1回)

- 理事を選任した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月8日(火)(第2回)

- 労働行政の基本施策に関する件及び雇用・失業情勢に関する件について甘利労働大臣から所信及び報告を聴いた。
- 労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)(衆議院送付)について甘利労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院労働委員長岩田順介君から説明を聴いた。

○平成10年9月10日(木)(第3回)

- 労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)(衆議院送付)について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成10年9月17日(木)(第4回)

- 労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)(衆議院送付)について

て甘利労働大臣、政府委員、経済企画庁及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月18日（金）（第5回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第33号）（衆議院送付）について参考人日本労働組合総連合会総合労働局長松浦清春君、明治大学法学部講師松岡二郎君、弁護士坂本修君、中央大学法学部教授角田邦重君、財団法人日本ILLO協会常務理事工藤幸男君及び凸版印刷株式会社ヒューマン事業推進本部労政部長河野通剛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成10年9月22日（火）（第6回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第33号）（衆議院送付）について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年9月24日（木）（第7回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第33号）（衆議院送付）について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(第142回国会閣法第33号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年10月6日（火）（第8回）

- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（閣議第1号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（閣議第2号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）（閣議第3号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）（閣議第4号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第5号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員」）（閣議第6号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第7号）（衆議院送付）

以上7件について甘利労働大臣から趣旨説明を聴いた後、中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

(閣議第1～7号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成10年10月8日(木)(第9回)

- 雇用失業情勢の現状と対策に関する件、雇用促進事業団の組織・業務の見直しに関する件、介護労働力の確保に関する件、育児・介護休業制度の改善に関する件等について甘利労働大臣、政府委員及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日(金)(第10回)

- 請願第390号外26件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第77号外85件を審査した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)

【要旨】

本法律案は、労働基準法について、近年の経済社会の構造変化や労働者の就業意識の多様化等に対応したものとなるよう所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 労働契約期間の上限

新商品・新技術の開発等に必要な高度の専門的な知識、技術等を有する労働者を新たに確保する場合や高齢者などについて、労働契約期間の上限を現行の1年から3年に延長する。

2 労働条件の明示

労働契約の締結に際し、使用者が書面によって労働者に明示しなければならない労働条件の範囲に、労働時間に関する事項等を追加する。

3 1年単位の変形労働時間制

効率的な働き方とそれによる労働時間の短縮を実現するため、労働大臣は、1年単位の変形労働時間制の対象期間における労働日数の限度等を定めることができることとする。

4 時間外労働規制

- (1) 時間外労働を適正なものとするため、労働大臣は、労使協定で定める労働時間の延長の限度等について基準を定めることができることとともに、労使双方は当該協定が基準に適合したものとなるようにしなければならないこととする。
- (2) 労働大臣は、女性保護規定の廃止に伴う激変緩和措置として、育児又は介護を行う女性労働者のうち希望者については、一定期間、(1)の基準とは別に、通常労働者より

短い基準を定めることとともに、政府は、この期間中に、育児又は介護を行う男女労働者の時間外労働に関する制度の在り方について検討することとする。

5 裁量労働制

- (1) 事業運営上の重要な決定が行われる事業場における企画、立案等の業務について、労使委員会で、対象となる労働者の具体的な範囲、健康及び福祉を確保するための措置等を委員全員の合意で決議し行政官庁に届け出ることにより、決議の内容に基づいて裁量労働制の対象とすることができることとする。
- (2) 労働大臣は、(1)の労使委員会で決議する事項についての指針を定め、これを公表することとする。

6 個別紛争の解決

都道府県労働基準局長は、労働条件についての労使間の紛争に関し、当事者からその解決について援助を求められた場合には、必要な助言又は指導を行うことができることとする。

7 その他

- (1) 児童労働に関する国際的動向に沿って、労働者として使用できる最低年齢に係る規定を整備する。
- (2) 労働基準法の適用事業の範囲を号別に列記する方式を廃止するほか、年次有給休暇の付与方式について改善する等、所要の整備を行う。

8 施行期日

本法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、6については平成10年10月1日から、7の(1)については平成12年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、新たな裁量労働制の適用に当たって対象労働者の同意を得なければならないこと等を制度実施の要件とすること、新たな裁量労働制に係る改正規定の施行期日を1年延期すること、女性保護規定廃止に伴う激変緩和措置として時間外労働の基準を定めるに当たっては、1年当たり150時間を超えないものとしなければならないものとすること、国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進等就業に関する条件の整備のための事業主、労働者その他の関係者の自主的努力を促進するものとすること等の修正が行われている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 労働契約期間の上限の延長に係わる専門的知識等であって高度のものとして労働大臣が定める基準を設定するに当たっては、若年定年制や有期雇用のいたずらな拡大につながることを避けるため、客観的に判断しうるものとなるよう慎重に対処すること。
- 2 有期労働契約の反復更新の実態、裁判例の動向等について専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。
- 3 1年単位の変形労働時間制の制度が労働時間短縮推進のために果たすべき意義にかんがみ、適用対象労働者の家庭生活及び社会生活に十分配慮し、本制度を導入する企業において総実労働時間の短縮が図られるよう適切な措置を講ずること。
- 4 休日労働に関し、回数等を含むガイドラインの設定などその適正化に資するための措

置について、中央労働基準審議会において、労使の意見を十分尊重しつつ、検討が行われるよう努めること。特に、家族的責任を有する女性労働者に対して、休日労働が増加することにより、家庭生活への影響が生ずることがないようにすることを念頭に置いて、そのための適切な措置について検討を急ぐこと。

5 家族的責任を有する労働者が一定水準を超える時間外労働の免除を請求することができる制度についての検討に当たっては、その水準について激変緩和措置との連続性に十分留意すること。

6 年休付与に係わる制度の改正の趣旨にかんがみ、年間総実労働時間を短縮するよう、年次有給休暇の取得率向上のための実効ある方策について引き続き検討すること。また、パート労働者に対する年休比例付与制度の改正内容については、特に事業主への周知徹底を図ること。

7 将来における深夜業の総合的なガイドラインの策定に資するため、主要業種ごとの労使による自主的なガイドラインの適切な設定に向け、労使が参考とすべき事項を明らかにしつつ実態調査や労使の話し合いの場の設定等、労使の取組に対する必要な援助を行うとともに、ILO第171号条約の趣旨を踏まえた深夜業の実効ある抑制方策について検討すること。

8 深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成するとともに、次期通常国会を目指して労働安全衛生法の改正を行い、これら自発的に受診した健康診断についてもその結果に基づく医師の意見を勘案して深夜業の回数の減少や作業転換等の措置を講じなければならないようにすること。

9 新たな裁量労働制の対象となる業務や労働者の範囲については、労働大臣が定める指針において、具体例をもって可能な限り明確化すること。また、この指針を定めるに当たっては、中央労働基準審議会において、労使の意見を十分尊重しつつ、合意が形成されるよう努めること。

10 新裁量労働制の導入に当たっては、労使委員会が重要な役割を担っていることにかんがみ、特に未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置、運営されるよう十分な配慮を行うこと。

11 労使委員会に付与する権限及びその範囲等に係わる運用面での問題が生じた場合について、新たな裁量労働制の施行後3年を経過した時点での制度全体の見直しの中で、制度運営を適正強化するための法令上の措置を講ずることとすること。

12 少子・高齢化社会における育児と介護の必要性に配慮し、男女労働者の就労と家族的責任との両立に考慮した措置を一層充実すること。

13 ILO条約第138号（就業の最低年齢に関する条約）の早期批准に向けて検討を急ぐこと。

右決議する。

- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（閣議第1号）
同（全日本郵政労働組合関係）（閣議第2号）
同（郵政産業労働組合関係）（閣議第3号）

以上3件

【要　旨】

- 1 以上各件は、それぞれの組合の要求に係る平成10年度新賃金に関する紛争について行った中央労働委員会の裁定を実施するに当たって、現状においては予算上可能であるとは断定できないため、国営企業労働関係法第16条第2項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。
- 2 各裁定は、郵政省所属の国営企業労働関係法上の職員についてその基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における基準内賃金の0.51パーセント相当額に570円を加えた額2,070円の原資をもって引き上げるものである。

- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）（閣議第4号）
同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第5号）
同（日本林業労働組合関係「定員内職員」）（閣議第6号）
同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第7号）

以上4件

【要　旨】

- 1 以上各件は、それぞれの組合の要求に係る平成10年度新賃金に関する紛争について行った中央労働委員会の裁定を実施するに当たって、現状においては予算上可能であるとは断定できないため、国営企業労働関係法第16条第2項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。
- 2 各裁定は、林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員のうち、定員内職員についてその基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における基準内賃金の0.51パーセント相当額に570円を加えた額2,281円の原資をもって引き上げ、また、基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員についてそれぞれの基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、月額2,219円の原資をもって引き上げるものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議
142 ／ 33	労働基準法の一部を改正する法律案	衆※	10. 2.10 10. 9. 7	10. 9. 24 可決 附帯決議	10. 9. 25 可決	10. 7.30 労働	10. 9. 3 修正 附帯決議	10. 9. 4 修正	
○ 10. 9. 7 参本会議趣旨説明 ○ 第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続									

・国会の議決を求めるの件（7件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決議
1	国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）	衆	10. 7.30 10. 10. 6	承認	承認	10. 10. 6 10. 10. 7	労働	承認	10. 10. 5 10. 10. 6
2	国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）	ノ	7.30 10. 6	承認	承認	10. 6 10. 7	労働	承認	10. 5 10. 6
3	国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）	ノ	7.30 10. 6	承認	承認	10. 6 10. 7	労働	承認	10. 5 10. 6
4	国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）	ノ	7.30 10. 6	承認	承認	10. 6 10. 7	労働	承認	10. 5 10. 6
5	国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）	ノ	7.30 10. 6	承認	承認	10. 6 10. 7	労働	承認	10. 5 10. 6
6	国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員」）	ノ	7.30 10. 6	承認	承認	10. 6 10. 7	労働	承認	10. 5 10. 6
7	国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）	ノ	7.30 10. 6	承認	承認	10. 6 10. 7	労働	承認	10. 5 10. 6